

あなたの夢をサポートします。

# 創業ナビ

## 第2版



鳥取県信用保証協会

# 創業ナビ

## CONTENTS



PART 1 はじめに

02

PART 2 創業前のチェックポイント

03

PART 3 創業計画書の必要性

04

PART 4 創業計画書の作り方

05

- 1 事業概要 ..... 06
- 2 販売計画 ..... 09
- 3 仕入計画 ..... 12
- 4 資金調達計画 ..... 14
- 5 損益・返済計画 ..... 17
- 6 創業計画書の記入例 ..... 19

PART 5 信用保証のご案内

23

- 1 信用保証制度の仕組み ..... 23
- 2 信用保証料 ..... 24
- 3 ご利用のメリット ..... 25
- 4 ご利用いただける方 ..... 26
- 5 ご利用いただけない方 ..... 28
- 6 創業向けの主な保証制度 ..... 29
- 7 創業後のサポートについて ..... 31
- 8 相談から保証までの流れ ..... 32
- 9 保証申込に必要な書類 ..... 33
- 10 よくあるご質問 ..... 34

PART 1

## はじめに

さあ、みなさん！  
創業という夢へ向かって  
前進しましょう。

鳥取県信用保証協会は、中小企業者の方が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、保証人となって金融機関からの借入を容易にするとともに、資金繰りをサポートする公的な機関です。

このたび、鳥取県信用保証協会では、これから事業を始めようとお考えの方を対象に、『創業ナビ』を発刊しました。

創業を思い立ってから実現するまでには、創業計画書の作成、資金調達、販路開拓、従業員の確保、各種届出などクリアしなければならないハードルがたくさんあります。

中でも“大きな壁”となるのが創業計画書の作成と資金調達です。

そこで、『創業ナビ』では、事業を始めようとお考えのみなさんに、ぜひ、この“大きな壁”を乗り越えていただくために、創業計画書の作り方、資金調達(保証付融資)についてわかりやすく解説しています。



## 創業前の チェック ポイント

### 「やりがい」と同時に生まれる「リスク」を減らすために。

創業すると事業のすべての決定権を自分で持りますので、事業が軌道に乗れば大きなやりがいと生きがいを得ることができます。しかし、事業が軌道に乗らなければ大切な時間とお金を失うリスクを伴います。

リスクを少しでも減らすためには、事前の準備をしっかりと行う必要があります。



まずは、以下のチェック項目について確認してみてください。

| チェック項目                           | はい                       | いいえ                      |
|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 創業の動機・目的は明確ですか。                  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 事業の内容は自分に向いていると感じますか。            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 自分の人生をかけてみるのにふさわしい事業ですか。         | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 事業の内容は時代の流れや顧客ニーズにマッチしていますか。     | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 事業内容にセールスポイントはありますか。             | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 他社に比べ、品質・価格等に競争力がありますか。          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 事業について知識や経験などの十分なノウハウはありますか。     | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 販売先、仕入先等の人脈や信用はありますか。            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 許認可が必要な業種かどうか確認しましたか。            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| どんな困難にも打ち勝っていく情熱や信念を持っていますか。     | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 家族の理解・協力は得られていますか。               | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 現在の勤務先は円満に退職できそうですか。             | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 必要な従業員は確保できますか。                  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| どこで創業するか決まっていますか。                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| その場所は事業に適していますか。                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 売上や仕入・経費のシミュレーションをしましたか。         | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 必要な資金(運転資金・設備資金)がいくらになるか試算しましたか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 事業資金と自分のお金の区別がきちんとできますか。         | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 自己資金はありますか。                      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |



いいえのチェック項目についてはできるだけ改善しましょう。

### 具体的に描くことが成功へのカギ

創業計画書は、事業を成功へと導いていくための具体的な行動や目標を示したシナリオです。

自分の頭の中にある事業のイメージを具体的に文字や数字に落とし込んでいくことで、これから始めようとしている事業について具体的に考えることができ、思い描く道筋を歩んでいくためには何をしなければならないのか、何が足らないのかなど、頭の中を整理することができます。

## 創業計画書の 必要性



また、創業計画書は金融機関から融資を受ける際の説明資料としても必要となります。何だか難しそうだと感じるかもしれません、大切なのは、まずは自分で作ってみることです。

上手くできなくても心配いりません。信用保証協会では、創業計画書に対するアドバイスやブラッシュアップのお手伝いも行っておりますので、お気軽にご相談ください。



それでは、さっそく計画を立ててみましょう。

# 創業 計画書の 作り方

## 創業計画書の作成にあたって

せっかく大切な時間を使って創業計画書を作成するわけですから、できあがった計画が「絵に描いた餅」にならないよう、事前の準備・調査をしっかり行い、文章や数値に根拠を持たせて実現可能性の高い計画(固めの計画)にすることがポイントです。

創業計画書には決まった書式はありませんが、信用保証協会では以下の項目を含んだものをお願いしています。



### 1 事業概要

いつ・どこで・誰とどんな事業をするのか、個人事業か会社事業か、会社名(屋号)など、事業の大枠を決めます。

### 2 販売計画

取り扱う商品と販売ターゲット・方法などを検討します。

### 3 仕入計画

商品の仕入れ先や仕入れ方法を検討します。

### 4 資金調達計画

創業に必要な資金と、その調達方法を検討します。

### 5 損益・返済計画

利益が出るか、またその利益で借入金の返済が販えるかを確認します。

1

## 事業概要

主なポイントは以下のとおりです。



### ● どんな事業を始めますか?

業種は何ですか。時代のニーズにあった事業ですか。競合先に勝てるものがありますか。許認可や届出が必要な業種かどうか確認しましたか。

※信用保証協会のご利用にあたって許認可証等の写しが必要となる業種については27ページをご覧ください。

### ● その事業を始める動機・目的は何ですか?

幼いころからの夢をかなえるため?社会に貢献するため?  
あなたの熱意が伝わるよう、しっかりと計画に書き込んでください。

### ● いつから事業を始めますか?

事業を始めるにはタイミングも重要です。  
競合先の動きなども考慮して適切なタイミングで事業を開始しましょう。

### ● どこで事業をはじめますか?

業種にもよりますが、立地条件は売り上げを左右する重要なポイントです。ただし、一般的に立地の良い場所は家賃などの費用負担も重くなります。また、規制などにより事業ができない区域などもありますので注意してください。

### ● 誰と事業をしますか?

事業を行う上では、製造・営業・企画・経理・労務などさまざまなことをこなしていくなければなりません。自分の苦手な分野を安心して任せられるパートナーと事業を始めるのも一案です。

### ● 事業のノウハウはありますか?

ノウハウの習得には経験が何より重要です。  
自分にどのようなノウハウがあるのか、計画にしっかりと書き込んでください。



事業の概要を下の表に書いてみましょう。

|                         |           |     |                   |                        |          |       |
|-------------------------|-----------|-----|-------------------|------------------------|----------|-------|
| 開業形態                    | 個人事業・会社事業 |     | 商号(個人)<br>会社名(法人) |                        |          |       |
| 開業(予定)住所                | 〒一<br>鳥取県 |     |                   |                        |          |       |
| 開業届出(個人)<br>設立登記(法人)    | 有         | ・   | 無                 | 開業(予定)年月日<br>設立(予定)年月日 | 平成<br>西暦 | 年 月 日 |
| 業種                      |           |     | 資本金               | 円                      |          |       |
| 従業員数                    | 名         | 取扱品 |                   | 仕入先                    |          |       |
| 開業動機・目的                 |           |     |                   |                        |          |       |
| 開業に必要な知識、<br>技術、ノウハウの習得 |           |     |                   |                        |          |       |
| (会社設立予定の場合)<br>出資者・出資額  |           |     |                   |                        |          |       |
| 事業協力者                   | 氏名        |     |                   | 勤務先                    |          |       |
|                         | 住所        |     |                   |                        |          |       |



事業形態には個人と法人とがあります。  
どちらで創業するのか参考にしてください。



|          | 個人   | 法人  |
|----------|--|---|
| 開業手続き    | 比較的簡単で、特別な費用は必要ありません。  | 定款作成と会社設立登記手続きが必要となります。費用は概ね20~40万円くらいかかります。                      |
| 事業内容     | 原則として、どのような事業内容でもよく、変更は自由です。   | 事業内容は定款に記載し、変更する場合は登記手続きが必要です。                                    |
| 社会的信用    | 一般的には法人に比べてやや劣ります。   | 一般的に信用力があり、大きな事業をする場合や取引の開始、従業員採用等で有利です。                          |
| 税務申告     | 申告書類等は比較的記載が容易です。<br>3月15日が確定申告の期限です。  | 決算関係の書類作成が複雑です。   |
| 最低資本金の制限 |  | なし  |
| 税金(課税)   | 事業規模が小さい場合は有利です。   | 事業規模が大きくなると節税効果があります。   |
| 事業に対する責任 | 無限責任。<br>すべて個人の責任となり、万一の場合は個人の全財産をもって弁済しなければなりません。   | 出資分を限度とする有限責任。<br>ただし、代表者は取引に際し連帯保証人となることが多く、この場合は保証責任を負うことになります。 |
| 事業主の給与   | 事業主の給与は経費になりません。<br>事業利益から捻出することになります。   | 代表者等役員の給与は、役員報酬として経費に計上できます。                                      |
| 届出書類     | 適用事業者となった場合、速やかに健康保険・厚生年金保険適用の手続きを行います。<br>①新規適用届<br>②被保険者資格取得届<br>③被扶養者(異動)届<br>④国民年金第3号被保険者の届出 | 法人設立届出書(設立の日から2ヶ月以内)  |
| 年金事務所    |  | 法人の設立等届出書<br>(原則、設立の日から2ヶ月以内)                                     |
| 市町村役場    |  | 法人設立(設置)・異動申告書(速やかに)  |
| 公共職業安定所  | 雇用保険適用の手続きが必要です。<br>①適用事業所設置届(設置後10日以内)<br>②被保険者資格取得届(雇用した翌月の10日まで)                              | 個人・法人とも従業員を雇用すると適用事業所   |
| 労働基準監督署  | 労災保険適用の手続きが必要です。<br>①保険関係成立届(保険関係成立日後10日以内)<br>②適用事業報告書(設置後速やかに)<br>③労働保険概算保険料申告書(保険関係成立日後50日以内) | 個人・法人とも従業員を雇用すると適用事業所   |

## 2 販売計画

経営戦略の中でも重要となる販売計画について検討してみましょう。

### ● 販売する商品(サービス・技術)は何ですか?

新規性や他社に比べ優位性のある商品(サービス・技術)でなければ、ライバルには勝てません。

### ● どのような顧客層がターゲットですか?

性別や年齢層などによりメインとなる顧客ターゲットを絞り込みます。それによって、客单価や販売方法なども変わってきます。

### ● いくらで販売しますか?

値決めは重要な経営判断です。『競合先に勝てる値段か』『採算が取れる値段か』など、いろんな目線での検討が必要です。

### ● どのような方法で販売しますか?

店頭販売(対面販売・セルフサービス)、インターネット販売など、さまざまな販売方法があります。

商品やターゲットにマッチした販売方法を検討してください。

### ● 販売代金の回収方法はどうしますか?

掛け売りや手形での回収となると、販売代金が現金として入ってくるまでに時間がかかるので、運転資金が必要となる場合があります。



次に、予測売上高を算出してみます。

売上の算出方法には以下のとおりいろいろありますので、業種ごとに最適な方法を選んで算出しましょう。



### 月間売上高の算出例

業界平均などを調査のうえ実現性の高い数値を想定してみることが大切です。



小売業など

客单価 × 1日の来客数 × 月間営業日数

例 客单価 1,000円 × 1日の来客数 100人 × 月間営業日数 25日 = 250万円



飲食業、理容・美容業など

客单価 × 座席数 × 1日の回転数 × 月間営業日数

例 客单価 1,000円 × 座席数 60席 × 1日の回転数 3回転 × 月間営業日数 25日 = 450万円



製造業など

加工賃単価 × 設備1台あたりの生産能力(1日〇時間稼働) × 設備台数 × 月間営業日数

例 単価 60円 × 生産能力 1,000個 × 設備台数 2台 × 月間営業日数 25日 = 300万円

さらに、売上高を予測する際には、

- 繁忙日(月)と閑散日(月)
- 事業が軌道に乗るまで(1~2年目)と軌道に乗った後(3年目以降)などに分けてそれぞれ算出してみると、より具体性が増します。

前頁の計算式をふまえ、具体的な例を見てみましょう。



【例】ある飲食店(座席数20席)の月間売上予測

| 営業時間帯               |     | 平日          | 土・日・祝日      |
|---------------------|-----|-------------|-------------|
| 11:00<br>～<br>13:00 | 回転率 | 2.0 回転      | 2.5 回転      |
|                     | 客数  | 40 人        | 50 人        |
|                     | 客単価 | 700 円       | 700 円       |
|                     | 売上高 | 28,000 円    | 35,000 円    |
| 13:00<br>～<br>18:00 | 回転率 | 1.0 回転      | 1.5 回転      |
|                     | 客数  | 20 人        | 30 人        |
|                     | 客単価 | 700 円       | 700 円       |
|                     | 売上高 | 14,000 円    | 21,000 円    |
| 18:00<br>～<br>22:00 | 回転率 | 2.0 回転      | 2.5 回転      |
|                     | 客数  | 40 人        | 50 人        |
|                     | 客単価 | 1,500 円     | 1,500 円     |
|                     | 売上高 | 60,000 円    | 75,000 円    |
| 1日あたり売上高            |     | 102,000 円   | 131,000 円   |
| 月間営業日数              |     | 20 日        | 10 日        |
| 月あたり売上高             |     | 2,040,000 円 | 1,310,000 円 |

予想月商

3,350,000円



誰に、いくら売り、代金をどのように回収するのか、下表に記入してみましょう。

| 主な販売先・受注先 | 販売・受注予定額 | 回収方法 |
|-----------|----------|------|
|           | 年 千円     |      |

### 3 仕入計画

次の項目を確認しながら、品質の良い商品や材料をできるだけ安く・早く・必要なだけ仕入れられるようにしましょう

● 仕入先は決まっていますか？

● 仕入価格は他社と比較して安価ですか？

● 商品(材料)の品質は他社よりも良いですか？

● 必要な商品(材料)は安定的に調達できますか？

● 発注から納品までにどのくらい時間がかかりますか？

● 支払条件は現金ですか？手形ですか？



どこからいくら仕入れ、代金をどのように支払うのか、下表に記入してみましょう。

| 主な仕入先・外注先 | 仕入・外注予定額 | 支払方法 |
|-----------|----------|------|
|           | 年 千円     |      |

## 資金調達計画

事業を始めるにあたって資金がいくら必要なのか、それをどのように調達するのかを検討します。

必要な資金は、大きく分けて設備資金と運転資金の2つに分けられます。

**設備資金** 機械や備品などの購入、店舗の内装工事などに必要な資金です。

**運転資金** 仕入先への支払い(買掛金・支払手形の決済)、人件費や家賃などの経費の支払いのように事業を運営していくために必要な資金です。

2社以上からの相見積りやリースの検討などにより、できるだけ低く抑えるようにしましょう。

### 売上原価の計算式

創業計画で売上原価を予測する際は、「**売上高 × 原価率**」で算出するのが一般的です。原価率は業界平均値などを参考にしてください。

$$\text{売上原価} = \text{期首商品棚卸高} + \text{当期仕入高} - \text{期末商品棚卸高}$$

期首在庫

仕入単価 × 数量

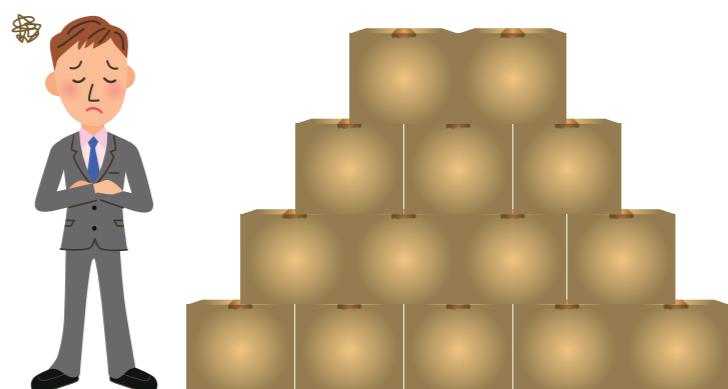
期末在庫

決算では、仕入れた商品のうち当期に販売されたものは売上原価として計上され、期末に残ったものは在庫として処理されます。

在庫を多く抱え過ぎると、その分資金負担が増しますし、商品が陳腐化して不良在庫になり資金が回収できなくなるリスクが増えるため、経営にとってはマイナスと言えます。

逆に、在庫が少なすぎても、お客様に与える魅力に欠け、ニーズに応えることができません。

適正な在庫量となるよう計画的な仕入れを心掛けましょう。



### 設備計画

| 名称       | 名称  | 金額             |
|----------|-----|----------------|
| 事業用不動産   |     | 千円<br>千円<br>千円 |
| 機械器具・備品等 |     | 千円<br>千円<br>千円 |
| 計        | (A) | 千円             |

### 運転資金計画

| 名称         | 積算内訳 | 金額             |
|------------|------|----------------|
| 商品・材料の仕入資金 |      | 千円             |
| 人件費等       |      | 千円             |
| その他資金      |      | 千円<br>千円<br>千円 |
| 計          | (B)  | 千円             |

今回の資金計画による  
必要資金合計

(A)+(B)=(C)

千円



続いて、必要資金を調達するための計画を立てましょう。

### 資金調達計画

| 内訳・返済方法等     |    | 金額     |
|--------------|----|--------|
| 自己資金         |    | 千円     |
| 親戚・知人などからの借入 |    | 千円     |
| 金融機関からの借入    |    | 千円     |
| 調達資金         | 合計 | (C) 千円 |

### 創業時に必要な運転資金



1 商品を仕入れてから販売して代金を現金で回収するまでの間に、商品の仕入代金の決済や人件費の支出が先行してしまうことがあります。このように企業が営業活動を続けていくうえで経常的に必要となる入金と支出のタイムラグを補う資金を「経常運転資金」といいます。業種や取引条件によって異なりますが、月商の2~3ヶ月分程度の運転資金を必要とする場合があります。

経常運転資金は、次の式で求めることができます。

$$\text{経常運転資金} = \text{売上債権} + \text{棚卸資産} - \text{仕入債務}$$

(売掛金・受取手形)

(買掛金・支払手形)

$$= (\text{売上債権回転期間} + \text{棚卸資産回転期間} - \text{仕入債務回転期間}) \times \text{月商}$$

#### 【例】月商300万円とした場合

|      | 金額  | 回転期間 |             | 金額  | 回転期間  |
|------|-----|------|-------------|-----|-------|
| 売上債権 | 600 | 2ヶ月  | 仕入債務        | 390 | 1.3ヶ月 |
|      |     |      | 運転資金<br>必要額 | 510 | 1.7ヶ月 |
| 棚卸資産 | 300 | 1ヶ月  |             |     |       |

※回転期間とは、売上債権等の科目金額が月商の何ヶ月分あるかを見るものです。

2 事業を開始して最初のうちはなかなか思うように業績が上がらないものです。それでも人件費や家賃等の支払いは毎月必要ですので、事業が軌道に乗るまでの間の資金も確保しておかなければ事業が継続できません。



①と②をしっかり見積もって資金調達計画を立てないと、事業が立ちいかなくなる可能性があります。目安としては月商3~6ヶ月分ぐらいの資金を確保しておきたいものです。

## 5 損益・返済計画

これまで検討した販売計画、仕入計画に経費の見込みを加え、これから始める事業が1年間でどれくらい利益を生み出すのかを検討します。

また、資金調達計画で金融機関等からの借入を予定している場合は、借入金の返済に必要なキャッシュフロー<sup>(※1)</sup>が出るかをここで十分確認します。

$$\text{キャッシュフロー} = \text{当期利益} + \text{減価償却費} \quad (\text{※2})$$

※2 減価償却については、次ページをご覧ください。

### 損益計画

|                | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 積算根拠  |
|----------------|-----|-----|-----|---|
| 売上高 ①          |     |     |     |   |
| 売上原価 ②         |     |     |     |   |
| 売上総利益 ③=①-②    |     |     |     |   |
| (売上総利益率)       | %   | %   | %   | $\frac{\text{③}}{\text{①}} \times 100$            |
| 経費 ④           |     |     |     |   |
| 役員報酬           |     |     |     |   |
| 人件費            |     |     |     |   |
| 地代家賃           |     |     |     |   |
| 減価償却費 ⑤        |     |     |     |   |
| リース料           |     |     |     |   |
| その他            |     |     |     |   |
| 営業利益 ⑥=③-④     |     |     |     |   |
| 営業外収入 ⑦        |     |     |     |   |
| 営業外費用 ⑧        |     |     |     |   |
| 経常利益 ⑨=⑥+⑦-⑧   |     |     |     |   |
| 法人税等充当額 ⑩      |     |     |     | $\text{⑨} \times \text{概ね } 40\% \text{ (法人の場合)}$ |
| 当期利益 ⑪=⑨-⑩     |     |     |     |   |
| キャッシュフロー ⑫=⑤+⑪ |     |     |     |   |
| 年間借入金返済額 ⑬     |     |     |     |   |

※借入金返済額は元金部分のみで計算します。(支払利息は営業外費用に含まれます。)

⑫>⑬となっているかチェックしてください。



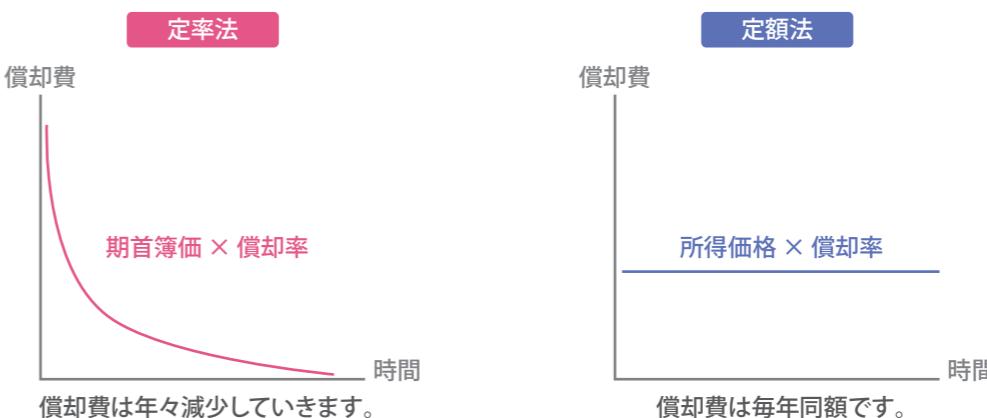
### 減価償却費とは

事業などの業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていくきます。このような資産を減価償却資産といいます。他方、土地や骨とう品などのように時の経過により価値が減少しない資産は、減価償却資産ではありません。

減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくべきものです。この使用可能期間に当たるものとして法定耐用年数が定められています。**減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって毎年分の必要経費として配分していく手続きです。**ただし、使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のものは、その取得に要した金額の全額を業務の用に供した年分の必要経費とします。

減価償却費の計算方法については、定率法と定額法がありますが、どちらを採用しても最終的な合計額は同じになります。

償却方法の選定には税務署への届出が必要です。例えば、新たに事業を始めた場合には、減価償却の方法を選定してその翌年の3月15日までに所轄の税務署長に届け出なければなりません。この届出がない場合には、法定の償却方法(一般的には定額法)で計算することになります。



定額法による計算例 ○ 営業用貨物自動車の場合

$$\text{取得価格 } 100\text{万円} \times \text{償却率 } 0.2 \text{ (耐用年数5年)} = 20\text{万円}$$

詳細は税理士に相談するか、国税庁のホームページで確認しましょう。

## 6 創業計画書の記入例

**創業計画書（記入例）**

鳥取県信用保証協会 御中

平成  
西暦 ○年□月△日  
(どちらかに○印を付けてください)

[申込人]  
住 所 鳥取市本町3丁目201  
会社名  
氏名または代表者名 信用 太郎 印 印

創業等関連保証・創業関連保証の申込みにあたり、以下のとおり創業計画を提出します。

|                        |  |                            |                         |
|------------------------|--|----------------------------|-------------------------|
| 開業形態                   | 個人事業・会社事業  | 商号(個人)<br>会社名(会社)          | らーめん太郎                  |
| 開業(予定)住所               | 鳥取市本町□丁目△△番地   |                            |                         |
| 開業届出(個人)<br>設立登記(法人)   | 有 無  | 開業(予定)年月日<br>設立(予定)年月日     | 平成<br>西暦 ○年 ×月 ×日       |
| 業種                     | 飲食店(ラーメン店)   | 資本金                        | 〔会社設立(予定)の場合〕<br>円      |
| 許可等<br>〔許可等取得が必要な場合〕   | (種類) 許可 (根拠法)<br>(許可・免許・登録・認証の別を記入)  | 食品衛生法<br>〔取得すべき許可等の根拠法を記入〕 |                         |
| 従業員数                   | 3 名  | 取扱品 ラーメン<br>餃子・アルコール等      | 仕入先 ○○商会<br>□□産業、△△酒店 等 |
| 開業動機・目的                | 昔からラーメンが好きで全国のラーメン屋を食べ歩いているうちに、「自分がおいしいと思うラーメンをみんなに食べてもらいたい」と思うようになった。有名店△△で修業を積むかたわら、自分なりのオリジナルスープと、自ら产地に足を運んで吟味した無農薬食材を使った自家製麺のラーメンを開発し、開業を決意した。 |                            |                         |
| 開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得    | 大学卒業後、株式会社○○で営業職として3年間勤務したが、脱サラして地域で一番おいしいと言われるラーメン店を開業しようと決意し、開業を前提として有名店△△で5年間修業を積んできた。  |                            |                         |
| 〔会社設立予定の場合〕<br>出資者・出資額 | 個人事業のため、なし。  |                            |                         |
| 事業協力者の住所・<br>氏名・勤務先    | なし   |                            |                         |

### 2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了 (許認可取得見込み (申請状況や取得予定期限等) を具体的に記入してください。)
- ( )
- キ その他 (具体的に記入して下さい)

### 3. 必要な資金及び調達の方法

|      | 必要な資金                             | 金額      | 調達の方法                               | 金額       |
|------|-----------------------------------|---------|-------------------------------------|----------|
| 設備資金 | 不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など | 7,500千円 | 自己資金 △△銀行○○支店預金                     | 2,000千円  |
|      | (内訳)<br>敷金他                       | 1,000   | 親戚・知人等からの借入                         | 2,000千円  |
|      | 店舗工事                              | 4,000   | (内訳・返済方法)<br>実家の援助                  | 2,000    |
|      | 厨房設備                              | 1,000   | 父・元金4万円×50回                         |          |
|      | 什器備品                              | 1,500   |                                     |          |
|      |                                   |         | 金融機関からの借入                           | 6,000千円  |
| 運転資金 | 仕入資金、経費支払資金など                     | 2,500千円 | (内訳・返済方法)<br>△△銀行○○支店<br>元金10万円×60回 | 6,000    |
|      | (内訳)<br>商品・材料等の仕入資金               | 1,000   |                                     |          |
|      | 人件費等                              | 500     |                                     |          |
|      | その他の資金                            | 1,000   |                                     |          |
|      |                                   |         |                                     | 合計       |
|      |                                   |         | 合計                                  | 10,000千円 |

### 4. 収支計画 (今後1年間分)

| 支 出   |           | 収 入  |           |
|-------|-----------|------|-----------|
| 仕入高   | 6,300 千円  | 売上高  | 18,000 千円 |
| 外注工費  | 0 千円      | 工賃収入 | 0 千円      |
| 人件費   | 2,040 千円  | 雑収入  | 0 千円      |
| その他費用 | 3,120 千円  |      |           |
| 利益    | 6,540 千円  |      |           |
| 計     | 18,000 千円 | 計    | 18,000 千円 |

## 5. 販売・仕入先

| 主な販売先<br>・受注先 | 販売・受注<br>予定額 | 回収方法 | 主な仕入先<br>・外<br>注先 | 仕入・外注<br>予定額 | 支払方法           |
|---------------|--------------|------|-------------------|--------------|----------------|
| 一般個人          | 年 18,000千円   | 現金   | ○○商店              | 年 2,500 千円   | 月末締め<br>翌月末現金払 |
|               |              |      | □□産業              | 年 2,000 千円   | 月末締め<br>翌月末現金払 |
|               |              |      | △△産業              | 年 1,800 千円   | 月末締め<br>翌月末現金払 |

## 6. 借入金等状況 (※)

| 借入先等     | 資金使途   | 借入残高     | 残<br>返済期間 | 年間<br>返済額 |
|----------|--------|----------|-----------|-----------|
| △△銀行〇〇支店 | 自動車ローン | 1,000 千円 | 20 ヶ月     | 600 千円    |
|          |        | 千円       | ヶ月        | 千円        |
|          |        | 千円       | ヶ月        | 千円        |
|          |        | 千円       | ヶ月        | 千円        |
|          |        | 千円       | ヶ月        | 千円        |

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください。

(経営者本人が負担している保証債務も含みます)。

7. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

(競合店と差別化できる点、強みなどについてできるだけ詳しくお書きください。)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

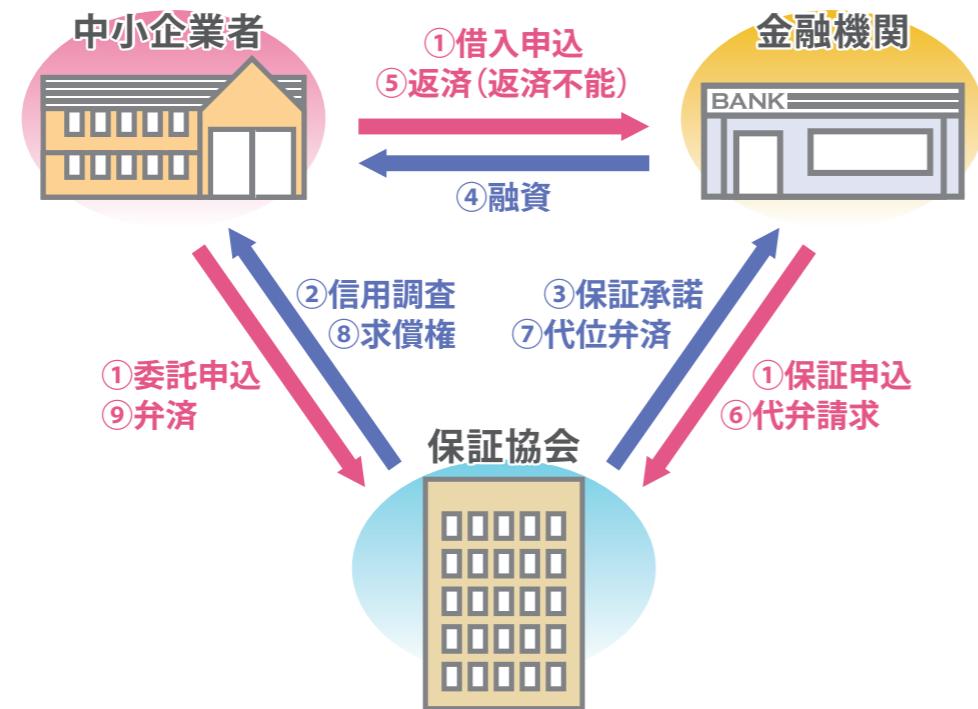
8. (創業等関連保証の申込みの方はご記入ください。)

自己資金算定額

| 自己資金等          | 種類           | 明細       |        |        | 金額                        |
|----------------|--------------|----------|--------|--------|---------------------------|
|                | 普通預金         | 通帳写しを添付  |        |        | 2,000 千円                  |
|                | 定期性預金        |          |        |        |                           |
|                | 有価証券等        |          |        |        |                           |
|                | 入居保証金等       |          |        |        |                           |
|                | 設備充当等        |          |        |        |                           |
|                |              | 実家からの援助  |        |        | 2,000 千円                  |
|                | 合計           |          |        |        | ② 4,000 千円                |
| 借入金等           | 借入先          | 資金使途     | 残存返済期間 | 年間返済額  | 年間返済額の2年分<br>(2年以内のものは全額) |
|                | △△銀行<br>○○支店 | 自動車ローン   | 20 ヶ月  | 600 千円 | 1,000 千円                  |
|                | △△銀行<br>○○支店 | 創業資金(本件) | 120 ヶ月 | 660 千円 | 1,320 千円                  |
|                |              |          |        |        |                           |
|                |              |          |        |        |                           |
|                |              |          |        |        |                           |
|                |              |          |        |        |                           |
|                | 合計           |          |        |        | ② 2,320 千円                |
| 自己資金額(① - ②) = |              |          |        |        | ③ 1,680 千円                |

## 信用保証の ご案内

### 1 信用保証制度の仕組み



- 1 保証申込みは金融機関を経由されるのが一般的ですが、商工団体又は信用保証協会窓口に直接お申し込みいただく方法もあります。
- 2 信用調査を行い、保証の諾否を決定します。
- 3 保証を承諾した場合は、信用保証書を発行します。
- 4 金融機関から融資が実行されます。
- 5 融資条件に従って、金融機関に返済していただきます。
- 6 万一、償還不能にいたる事故が生じた場合には、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済(債務の肩代わり)を請求します。
- 7 信用保証協会が代位弁済請求に基づいて金融機関に代位弁済します。
- 8 代位弁済を行うことにより、金融機関の有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得します。
- 9 以後、信用保証協会に返済していただきます。

### 2 信用保証料

信用保証料とは、信用保証協会が中小企業者の方の委託に基づき行う保証の対価であり、中小企業者の経営状況に応じ、9段階の料率が設定されています。

保証に際して必要な費用は信用保証料のみであり、特に創業者向けの保証制度の信用保証料率は、一般的な保証料率より低くなっています。

信用保証料の計算は、貸付金額・保証割合・保証料率・分割返済回数別係数・計算期間に基づき、下記の計算式によって信用保証協会が行います。

#### 信用保証料の計算

##### ① 借入金の返済方法が一括返済の場合

$$\text{保証料額} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \div 12$$

##### ② 借入金の返済方法が均等分割返済(据置なし)の場合

$$\text{保証料額} = \text{貸付金額} \times \text{分割返済回数別係数} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \div 12$$

| 分割回数       | 回数別係数 |
|------------|-------|
| 6回以下       | 0.70  |
| 7回以上12回以下  | 0.65  |
| 13回以上24回以下 | 0.60  |
| 25回以上      | 0.55  |

### 3 ご利用のメリット

原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

公的保証によりスピーディーな融資が受けやすくなります。

県の制度融資など、低利な長期資金が受けられます。

金融機関のプロパー融資（信用保証協会の保証のない金融機関独自の融資）と保証付融資を併用することにより借入枠の拡大が図れます。

過度に不動産などの担保に依存しない保証を行っていますので、無担保での融資が受けやすくなります。必要に応じて信用保証協会に担保を設定していただく場合には、登記時にかかる登録免許税が4/1000から1.5/1000に軽減されています。

融資申込時には必ず事業計画書が必要ですが、作り方が分からぬ方でも、信用保証協会が作成のお手伝い、アドバイスをさせていただきます。

保証付融資が実行された後も経営課題の解決などのフォローアップを無料で行っています。



### 4 ご利用いただける方

以下の(1)～(6)の要件をすべて満たしている方がご利用いただけます。



#### 1 所在地

個人事業者

住居または事業所のいずれかが鳥取県内にある方

法 人

本店または事業所等のいずれかが鳥取県内にある方

#### 2 人格

個人、法人(会社、組合等)が対象です。ただし、法人のうち学校法人、宗教法人など保証対象とならない法人格があります。  
詳しくは信用保証協会までお問い合わせください。

#### 3 企業規模

資本の額または従業員数のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

| 業種                  | 資本の額   | 常時使用する従業員数 |
|---------------------|--------|------------|
| 製造業(建設業、運送業、不動産業含む) | 3億円以下  | 300人以下     |
| 卸売業                 | 1億円以下  | 100人以下     |
| サービス業               | 5千万円以下 | 100人以下     |
| 小売業                 | 5千万円以下 | 50人以下      |

#### 4 業種

農林漁業、金融業、保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く)のほか、サービス業の中にも一部保証対象とならない業種があります。詳しくは信用保証協会までお問い合わせください。

#### 5 許認可等

許認可等を必要とする業種においては、保証をご利用いただく時点で有効な許認可等を取得または取得が確実であることが必要です。

● 保証申込の際に許認可証等の写しをご提出いただく必要のある業種については、27頁をご覧ください。

#### 6 資金使途

保証対象となる事業に必要な運転資金、設備資金に限ります。  
保証対象外の業種にかかる資金、投機を目的とした資金、生活資金などは対象なりません。

## 許認可等の写しの提出が必要な業種

|    | 業種                              | 許可等 | 根拠法                                      | 有効期限              |
|----|---------------------------------|-----|--|-------------------|
| 1  | 食料品製造業                          | 許可  | 食品衛生法(52条)                               | 5年を下らない期間         |
| 2  | 食料品販売業                          | 許可  | 食品衛生法(52条)                               | 5年を下らない期間         |
| 3  | 飲食店・喫茶店                         | 許可  | 食品衛生法(52条)                               | 5年を下らない期間         |
| 4  | 建設業                             | 許可  | 建設業法(3条)                                 | 5年                |
| 5  | 一般旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く)   | 許可  | 道路運送法(4条)                                | —                 |
| 5  | 一般旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業に限る)   | 許可  | 道路運送法(4条、8条)                             | 5年                |
| 6  | 特定旅客自動車運送事業                     | 許可  | 道路運送法(43条)                               | —                 |
| 7  | 自家用有償旅客運送事業                     | 登録  | 道路運送法(79条)<br>(更新時2年又は3年)                | 2年<br>(更新時2年又は3年) |
| 8  | 一般貨物自動車運送事業                     | 許可  | 貨物自動車運送事業法(3条)                           | —                 |
| 9  | 特定貨物自動車運送事業                     | 許可  | 貨物自動車運送事業法(35条)                          | —                 |
| 10 | 旅館業                             | 許可  | 旅館業法(3条)                                 | —                 |
| 11 | 古物営業                            | 許可  | 古物営業法(3条)                                | —                 |
| 12 | 薬局                              | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4条)      | 6年                |
| 13 | 医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造販売業 | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12条)     | 5年又は6年            |
| 14 | 医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業   | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条)     | 5年又は6年            |
| 15 | 医療機器・体外診断用医薬品製造販売業              | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)   | 5年                |
| 16 | 医療機器・体外診断用医薬品製造業                | 登録  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3) | 5年                |
| 17 | 再生医療等製品製造販売業                    | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)  | 5年                |
| 18 | 再生医療等製品製造業                      | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)  | 5年                |
| 19 | 医薬品販売業                          | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)     | 6年                |
| 20 | 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業          | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)     | 6年                |
| 21 | 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業          | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)     | 6年                |
| 22 | 医療機器修理業                         | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)   | 5年                |
| 23 | 再生医療等製品販売業                      | 許可  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)   | 6年                |
| 24 | 一般廃棄物処理業                        | 許可  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)                     | 2年                |
| 25 | 産業廃棄物処理業                        | 許可  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)<br>(更新時5年又は7年)     | 5年<br>(更新時5年又は7年) |
| 26 | 特別管理産業廃棄物処理業                    | 許可  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)<br>(更新時5年又は7年)   | 5年<br>(更新時5年又は7年) |
| 27 | 有料職業紹介事業                        | 許可  | 職業安定法(30条)                               | 3年(更新時5年)         |
| 28 | 病院・診療所・助産所                      | 許可  | 医療法(7条)                                  | —                 |
| 29 | 宅地建物取引業                         | 免許  | 宅地建物取引業法(3条)                             | 5年                |
| 30 | 酒類製造業                           | 免許  | 酒税法(7条)                                  | —                 |
| 31 | 酒母・もろみ製造業                       | 免許  | 酒税法(8条)                                  | —                 |
| 32 | 酒類販売業                           | 免許  | 酒税法(9条)                                  | —                 |
| 33 | 第1種高圧ガス製造業                      | 許可  | 高圧ガス保安法(5条)                              | —                 |
| 34 | 液化石油ガス販売業                       | 登録  | 液体石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)           | —                 |
| 35 | 労働者派遣事業                         | 許可  | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)    | 3年(更新時5年)         |
| 36 | 家畜商                             | 免許  | 家畜商法(3条)                                 | —                 |
| 37 | 浄化槽清掃業                          | 許可  | 浄化槽法(35条)<br>期限を付すことができる(概ね2年)           | —                 |
| 38 | 興行業                             | 許可  | 興行場法(2条)                                 | —                 |
| 39 | 浴場業                             | 許可  | 公衆浴場法(2条)                                | —                 |
| 40 | 測量業                             | 登録  | 測量法(55条)                                 | 5年                |
| 41 | 砂利採取業                           | 登録  | 砂利採取法(3条)                                | —                 |
| 42 | 採石業                             | 登録  | 採石法(32条)                                 | —                 |
| 43 | 建築士事務所                          | 登録  | 建築士法(23条)                                | 5年                |
| 44 | 電気工事業                           | 登録  | 電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)                   | 5年                |
| 45 | 自動車分解整備業                        | 認証  | 道路運送車両法(78条)                             | —                 |
| 46 | 揮発油販売業                          | 登録  | 揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)                    | —                 |
| 47 | 揮発油特定加工業                        | 登録  | 揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)                 | —                 |
| 48 | 軽油特定加工業                         | 登録  | 揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)                 | —                 |

## 5 ご利用いただけない方



以下のうちいずれかに該当する方はご利用いただけません。

● 手形交換所の取引停止処分を受けている方、またはその第2会社。

● 不渡りとなった手形の振出人または引受人で、その処理が未了の方。

● 信用保証協会が代位弁済している方。

(ただし、一定の要件に該当すれば保証が可能な場合があります。)

● 信用保証協会の求償権の保証人で、債務履行をしていない方。

● 保証付き融資の延滞等、保証実績の不良な方およびその保証人。

● 虚偽の申告をして保証を受けようとした方。

● 保証申込に際して金融斡旋屋等の第三者が介在している方。

● 反社会的勢力に該当する方。

● その他、中小企業信用保険法の適用を受けることができない方。

## 6 創業向けの主な保証制度



### 2 創業等関連保証

創業される方に有利な鳥取県の制度融資があります。

詳しくは、当協会または鳥取県のホームページをご覧ください。

このほかにも、国の保証制度があります。

#### 1 創業関連保証

|          |  |
|----------|--|
| 保証限度額    | 10,000千円<br>支援創業関連保証※にあっては、15,000千円  |
| 保証対象者    | <p>次のいずれかに該当する方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 事業を営んでいない個人であって、本資金の融資実行後1月以内(支援創業関連保証にあっては6ヶ月以内)に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの</li> <li>ロ. 事業を営んでいない個人で、本資金の融資実行後2月以内(支援創業関連保証にあっては6ヶ月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの</li> <li>ハ. 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの</li> <li>二. 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの</li> </ul> |
| 資金用途     | 運転・設備  |
| 保証(据置)期間 | 10年(1年)以内  |
| 融資利率     | 金融機関所定   |
| 保証料率     | 0.80%  |
| 連帯保証人    | 原則法人代表者のみ  |
| 担保       | 不要   |
| 自己資金要件   | なし   |

※支援創業関連保証とは、国の認定を受けた市町村(認定特定創業支援事業者)の支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた方に適用となります。

|          |  |
|----------|--|
| 保証限度額    | 15,000千円   |
| 保証対象者    | <p>次のいずれかに該当する方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 事業を営んでいない個人であって、本資金の融資実行後1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの</li> <li>ロ. 事業を営んでいない個人で、本資金の融資実行後2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの</li> <li>ハ. 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの</li> <li>二. 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人(当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る。)</li> <li>ホ. 設立の日以後の期間が5年未満の会社(当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの又は他の会社がその事業の全部もしくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。)</li> </ul> |
| 資金用途     | 運転・設備  |
| 保証(据置)期間 | 10年(1年)以内  |
| 融資利率     | 金融機関所定   |
| 保証料率     | 0.80%  |
| 連帯保証人    | 法人代表者のみ  |
| 担保       | 不要   |
| 自己資金要件   | 保証対象者のイおよびロに該当する場合にあっては、自己資金の額(借入金がある場合はその金額を控除)を限度とする。  |

## 7 創業後のサポートについて

### 保証後のフォロー

当協会では原則として、最初の保証年度から3年間は、本所・各支所の創業支援担当者が窓口となり、保証からその後のフォローまで、一貫した支援を行っています。開業された後も同担当者に、事業の状況や抱えている問題点・経営課題等をお気軽にご相談ください。

### 創業セミナー

平成26年度から、創業して間もない経営者の方、間もなく創業される方を対象に、学びと交流の場を提供してスキルアップと人脈構築を促し、事業の継続と成長を支援することを目的とした『起業家交流ゼミ』を開催しております。本イベントは、第1部セミナー・第2部交流会の2部構成で行いました。

イベント後のアンケートにおいて、「異業種の方と名刺交換できて人脈が広がった」「期待以上でした」など、前向きなご意見・ご要望をたくさんいただきしておりますので、ぜひご参加ください。



### メソッドアドバイザー派遣事業

中小企業のみなさまが抱える様々な経営課題を解決するため、適切な指導・助言または事業計画書の作成支援を行うことのできる専門家を、原則として当協会が費用(報酬・旅費)を負担して派遣し、企業の経営改善、発展、成長を支援させていただきます。

こんなときは、お気軽にご相談ください。

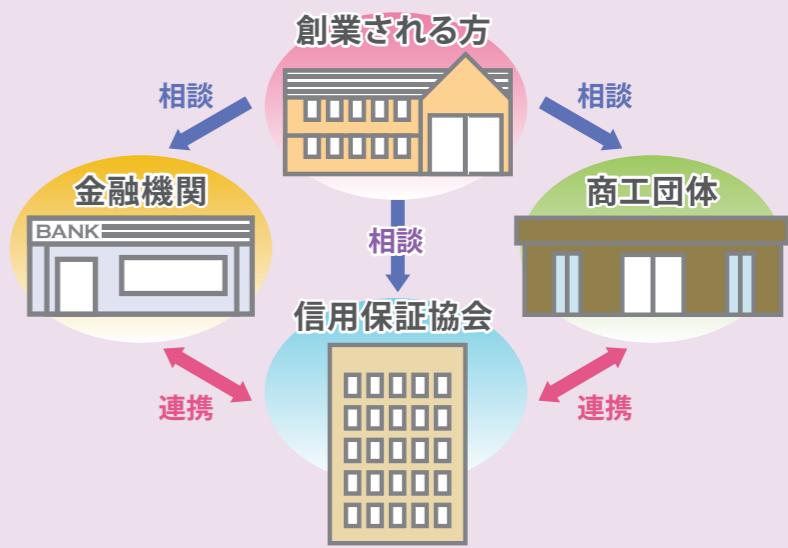
- 売り場のレイアウトを変更したい
- 資金繰り表の作成方法が分からぬ
- ITやSNSを活用して宣伝したい
- どんな経営環境にあるのか知りたい
- 強みを整理したい
- 収益を安定させるために事業計画書を作成したいなど

※詳しくは、信用保証協会までお問い合わせください。

## 8 相談から保証までの流れ

### 1 事前相談

創業に関する資金調達をお考えの方は、最寄りの信用保証協会の保証相談窓口あるいは融資を希望する金融機関、商工団体にご相談ください。信用保証協会では資金調達時に必要となる「創業計画書」の作成の支援なども行っております。また、関係する支援機関とも連携して相談に応じる場合もあります。



### 2 融資・保証の申込

保証申込書類※を作成し、金融機関を経由して信用保証協会にお申し込みください。  
金融機関が決まっていない場合は、信用保証協会にご相談ください。

※保証申込書類については、33頁をご覧ください。

### 3 保証審査

書面・面談・訪問等により審査を行います。  
(金融機関の審査が別途あります。)

### 4 融資実行

審査の結果、保証決定となりましたら、金融機関が所定の手続きを経て融資実行します。

## 9 保証申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
- 信用保証委託契約書
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- 印鑑証明書の写し（3ヶ月以内のもの）
- 創業計画書

### 法人

- 全部事項証明書の写し
- 定款の写し

### 個人事業主

- 客観的に事業に着手していることが証明できる書類
  - 例) ● 事業用建物の建築確認書 ● 建築請負契約書
  - 商品発注書 ● 売買契約書または店舗の賃貸借契約書などの写し

### 許認可業種の場合

- 許認可証の写し

### 設備資金の場合

- 見積書の写し

○ その他、必要に応じて書類をお願いすることができます。



## 10 よくあるご質問



信用保証協会を利用している企業はどのくらいありますか。



信用保証協会から直接融資してもらえるのですか。



信用保証協会に相談した場合、費用はどのくらいかかりますか。



創業計画書がうまく作成できないのですが、どうしたらよいですか。



創業に関する保証を受けた後でも相談にのってもらえますか。



担保や連帯保証人がなくても融資が受けられますか。

保証付融資は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。担保についてはケースにもよりますが、できるだけ過度に担保に依存しない保証を行っていますので、ご相談ください。

お気軽に  
ご相談ください。



## 鳥取県信用保証協会の相談窓口

### 東部

#### 業務統括部 経営支援課

〒680-0031  
鳥取市本町3丁目201番地 鳥取産業会館3階  
TEL 0857-26-6631 FAX 0857-27-5149

担当区域  
鳥取市、岩美町、八頭郡



### 中部

#### 倉吉支所

〒682-0887  
倉吉市明治町1037番地11 倉吉商工会議所会館1階  
TEL 0858-22-6103 FAX 0858-22-7351

担当区域  
倉吉市、東伯郡



### 西部

#### 米子支所 経営支援課

〒683-0823  
米子市加茂町2丁目204番地 米子商工会議所会館4階  
TEL 0859-34-3535 FAX 0859-34-2877

担当区域  
米子市、境港市、西伯郡、日野郡

